

平成 2 1 年度第 4 回

札幌市次世代育成支援対策推進協議会

会 議 録

日 時 : 平成 2 1 年 1 1 月 1 2 日 (木) 1 4 時開会
場 所 : 札幌市役所本庁舎 1 8 階 第一常任委員会会議室

1. 開 会

事務局（中川子ども未来局子ども企画課長）

皆様、本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

まだお見えになっていない方もいらっしゃいますけれども、定刻となりましたので、ただいまから平成21年度第4会札幌市次世代育成支援対策推進委員会を開催いたします。

まず、本日の委員の皆様の出席状況についてでございますが、母坪委員が欠席、柴木委員、鈴木委員からは、遅参する旨のご連絡をいただいております。

本日は、子ども未来局長の橋本が臨席させていただいておりますので、まず、橋本よりごあいさつを申し上げます。

事務局（橋本子ども未来局長）

こんにちは。子ども未来局長の橋本でございます。

この協議会を始めるに当たりまして、一言、お礼のごあいさつをさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、昨年12月に委員に就任していただき、早いものでもう1年が経過しました。特に、この6月からさっぽろ子ども未来プラン後期計画について本格的な審議をしていただき、貴重なご意見をいただきました。

また、委員の皆さんにおかれましては、それぞれお忙しいお立場にありながら時間を割いていただき、きょうで4回目の会議となり、おかげさまで計画案を本日お示しすることができました。本当にありがとうございました。

さて、先日の新聞報道にもありましたが、札幌市の昨年の合計特殊出生率が1.07と、その前年の1.02に比べましてわずかですが上昇しているという状況でございます。

しかしながら、全国的に見ても札幌市の出生率は低いということで、まだまだ油断はできず、少子化の大きな流れの中ではまだ少子化が続いていると認識しているところでございます。

また、ご承知のとおり、昨年の秋から経済が停滞し、さらに雇用環境の悪化ということで全国的に厳しい状況にあり、子育て家庭において、お母さん方が仕事に出る、しかし、保育所の空きがないということで待機児童が全国的に大きな課題になっております。そしてまた、児童虐待が急増して、これも全国自治体の大きな課題になっております。これらの大きな課題を緊急に解決していかなければならないということで、今回、皆様のご意見をいただきながら、この計画案に盛り込ませていただいているところであります。

また一方で、この4月から、いわゆる子ども権利条例であります札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例がスタートしました。

この条例は、大きく三つの目的を持っています。札幌の子どもたちの自立した社会性のある大人への成長、これを私ども大人や社会でしっかり、子どもの成長過程で、それぞれのステージで応援していこうということです。二つ目が子どもの視点に立ったまちづくりです。今回、この計画案をつくるに当たりまして、子どもたちの意見、アンケート調査、そしてワークショップなどをして、いろいろな子どもたちの意思も反映させていただいて

いるところでございます。さらに、三つ目が、児童虐待防止など、子どもの権利侵害の救済ということで、アシストセンターというものをこの4月に設けて、単なる相談ではなくて、場合によっては、調整に入り、第三者機関としていろいろな救済活動をしておりまして、今、かなりの効果を上げているところでございます。そういう子どもの権利条例の実践の具体化が今は求められていますので、この計画の中に大きく盛り込ませていただいているところであります。

しかしながら、今は全国の自治体が財政状況に非常に悩んでいるところで、札幌市も例外ではありません。この計画案も、委員の皆様方においては、もう少しこうできないかというご不満の点もあるかもしれませんが、札幌市としましては、限られた財源の中でできる限りのことをさせていただいたつもりでございます。例えば、待機児童の問題では、この5年間で毎年700人、計3,500人という今までにない定員増を図っていきこう、働くお母さんを支えていきこうという所存でございます。どうか、そういう点もお含みおきいただきたいと考えております。

本日の協議会が終わりますと、皆様方にご議論いただいた計画案について、市長副市長会議に諮り、札幌市議会にご報告し、その後、いま一度、広く市民の意見を聞きたいということで、パブリックコメントに諮ります。そういった中で、市民の皆さんに理解していただける、または支持される計画案に磨きをかけていきたいと考えております。

ただ一方で、今、国の動きとして、新政権になったという中で、雇用、環境、子どもの3分野を柱にした経済成長戦略を年内に立ち上げるということで、いわゆる子ども施策が新政権においても重要施策の一つと掲げられておりますことから、その国の動きも見なければならぬということもございます。

後ほど、関係担当課長からご説明がありますけれども、パブリックコメントをいつ行うかというスケジュールについては、私どももいろいろと国の動きを見ていきたいと思っておりますので、その辺のところもご理解いただきたいと思います。

結びになりますが、委員の皆様におかれましては、本日は一つのまとめでありますので、引き続き、さまざまなご意見をいただきながら、札幌の子どもたちのためによりよい計画案にしていけますよう、そして、今後もう一度集まる機会があるのですが、計画ができた後も、今後5年間、時には計画の進行について市は何をやっているのだという厳しいお叱り、またはご助言などをいただきながら、引き続き見守っていただければという所存でありますので、どうかよろしく願いいたします。本日は、本当にありがとうございます。

事務局（中川子ども未来局子ども企画課長）

それでは、配付しております資料の確認をさせていただきます。

資料1のA3判のものが素案概要です。計画案の概略を記載したものです。資料2が、計画案の本体になります。資料3は、9月に開催した第2回、第3回の協議会でいただいた主なご意見とご意見に対する計画案の修正点を記載しております。

なお、資料1から資料3については、事前に皆様方にお送りしたのから、庁内の会議

などを経て、一部修正したところがあります。変更点については、資料4としてまとめております。なお、資料5は、前期計画の進捗状況として平成20年度の実施状況をまとめたものです。前期計画については、毎年1回、皆様方に進捗状況をご報告させていただいておりますが、前期計画の主な取り組みについては、既に後期計画の方針を設定した6月の協議会でご報告しているところがございますので、資料のみ配付する形とし、特段の説明はいたしませんので、ご了解ください。

また、この計画案については、きょうの協議会でいただくご意見を踏まえて一部修正し、市長、副市長会議及び札幌市議会への報告を経て、市のホームページなどを使って市民に公表し、意見を募集するパブリックコメントという手続を行いますので、このことも踏まえて本日の協議を進めていただければと存じます。

なお、先ほど局長からお話ございましたが、パブリックコメントにつきましては、12月上旬から1月上旬に実施する予定である旨を皆様方にお伝えしており、また、今回配付した資料の中にもそのように記載しておりますが、新聞報道によりますと、政府は、景気浮揚に向けて経済成長戦略を年内に策定、12月の来年度予算編成前に取りまとめるということです。詳細は不明ですが、雇用、環境、子どもの三つの分野がその柱となっており、短期的な経済対策のほか、今後、10年、20年間を見据えた中長期的な成長戦略を提示するということです。内容によっては本計画の変更や修正もあり得るところで、今しばらくは国の動向を注視していく必要があります。そのため、パブリックコメントについては、そうした動きを見きわめた上で実施するのが適切と考えてございます。時期については、年明けに変更する可能性を含めて札幌市に一任していただければと思います。なお、具体的なスケジュールについては、決まり次第、お知らせすることとしますので、ご了承ください。

なお、きょうの会議の終了時間は4時を予定しておりますが、協議の進行具合によっては延長させていただきますのでよろしく願いいたします。

また、市内部の話で恐縮でございますが、本日、新型インフルエンザの関係で、急遽、対策会議が開催されるため、事務局側の数名が4時以降で途中退席させていただくこととなりますので、お許し願います。

それでは、ここからは金子座長に議事の進行をお願いいたします。

2. 議 事

金子座長

皆様、本日はご苦労さまでございます。どうぞよろしく願いいたします。

今、局長のあいさつにもありましたが、国でもいろいろな動きがあって、少し不透明なところもありますけれども、私たち学問をやっている人間も、日本学会というところで少子高齢化部会をつくっており、その5人が、政府の厚労省と内閣府で少子化社会白書をつくる方、そして民主党、自民党を初め、議員の中で少子化に関心をお持ちの方と今度

の12月18日に意見交換会をすることにしております。私もそこに入れるので、この札幌での経験を生かして、国の直接担当される厚労省の人、あるいは民主党、自民党の少子化に関心を持っておられる議員たちにこの経験を伝えたいと思っております。

それでは、ただいまから議事に入りますが、9月の協議会では、計画の中核を成す個別の事業について、特に重点項目を中心に協議をしていただきました。

本日は、協議会の意見に基づいて修正をしていただいた第3章を含めて、計画案の全体像でございますので、皆様、どうぞ忌憚のないご意見をお願いしたいと思います。

それではまず、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局（中川子ども未来局子ども企画課長）

資料1の計画素案概要に沿って説明いたします。

前回、前々回の協議会でのご意見に基づく修正点や今回の協議会開催に当たって皆様方から寄せられたご質問、ご意見を中心にご説明させていただきたいと思っておりますが、説明が少々長くなることをお許しください。

まず、資料1の右側中段に記載しております札幌市の現状についてごらんください。

少子化の現状と背景として、合計特殊出生率の低下について触れているところですが、皆様方に資料をお送りした後の今月初めに、札幌市における平成20年度の合計特殊出生率が発表されました。1.07と前年より0.05上昇してはおりますものの、長期的に見て少子化が進んでいることには変わりなく、全国の1.37を大きく下回っている状況です。このことにつきましては、資料1の合計特殊出生率のほか、本文13ページの記載を長期的な少子化の進行という意味合いに変更してございます。

次に、右下の囲みの基本目標を五つから七つに変更した内容について、基本目標6の説明が漏れておりましたことから、本日お配りしたものでは、このことについて追記してございます。

また、表現があいまいでわかりにくいというご指摘のあった基本目標2の名称については、「健やかに生み育てる環境づくり」から「安心・安全な母子保健医療の仕組みづくり」という表現に変更してございます。

なお、中段にあります待機児童数につきましては、国で定める定義によって、一たんは掲載させていただいておりますが、最終的には、国の定義では含まれない特定の保育所のみを希望して入所できない方々も合わせてお示しさせていただきます。

また、本体の30ページになるのですが、図37の右の中学校の図の数値が実は逆転してございまして、小学校と比較していただければわかりますが、下に長い棒グラフが行くということで、今後修正させていただきたいと思っておりますのでおわびを申し上げます。

次に、第3章の具体的な施策の展開について、基本目標ごとにご説明いたします。

なお、丸山委員より、今回新たに掲載した目標値の根拠について質問をいただいておりますので、この点も含めながらご説明させていただきます。また、資料2の計画素案も参照しながらご確認願います。

まずは、基本目標 1 の子どもの最善の利益を実現する社会づくりです。

子どもの権利保障に積極的に取り組んでいくという方向性を明記することの文言が必要であるとの秦委員の指摘を踏まえまして、本文 40 ページの課題と方針に具体的に明記するとともに、権利保障に関する重点項目を追加し、3 項目としました。関連して、札幌市として子どもの権利をどのようにとらえているかについて、34 ページに子どもの権利条例に関する説明を記載することでお示ししてございます。

また、子どもの権利保障が子どもの育ちと密接にかかわるものであることを強調いたしました。基本施策 1 の名称を「子どもの健やかな育ちを支援する環境の充実」に変更するとともに、学校教育における権利教育の重要性についてご指摘があったことを踏まえ、重点項目 2 及び 3 については、子ども未来局と教育委員会でもと取り組む事業とし、学校での取り組みも視野に入れた表現としております。さらに、特に中学生についての職業体験の必要性に係るご指摘があったことを踏まえ、41 ページの重点項目 3 で、職業体験機会の充実に努めることを加えるとともに、関連して、基本目標 6 において職場体験の推進事業を位置づけているところです。

目標 1 に関しては、要保護児童対策地域協議会のあり方について、虐待の早期発見、早期対応だけが目的ではなく、支援を必要とする子ども全体を視野に入れた位置づけが必要とのご意見をいただきました。これについては、42 ページの重点項目 6 の記載を修正し、保護者への養育支援が必要な児童や出産後の養育支援が必要とされる妊婦を援助する意味合いを加えています。

さらに、重点項目 4 を「児童福祉相談体制の強化」から「児童福祉相談・支援体制の強化」と表現を変更し、相談を受けるだけでなく、各機関が連携しながら、困っている子どもや保護者を積極的に支援していくという姿勢を示しています。

また、児童相談所の将来構想を策定することで、人員や設備の拡充を図るという明確な方向性を示すとともに、区における体制強化にも言及しているところです。

次に、目標値について、重点項目 1 子どもの権利に関する推進計画の策定についてです。

この計画は、子どもの権利条例に基づき策定するもので、策定に当たっては、同じく条例に定める附属機関である子どもの権利委員会の意見を聞くこととなっています。委員会は今月中に立ち上げる予定ですが、その委員会での議論等を踏まえつつ、できるだけ速やかに策定したいと考え、平成 22 年度中に計画を策定することを目標としています。

重点項目 7 母子保健訪問事業については、新生児訪問実施率を現状値よりふやすこととしています。これは、保健所で作成している計画の健康さっぱり 21 の数値目標の立て方が現状値よりふやす、減らすとしているため、現行計画との整合性をとったものとしています。妊婦への訪問実施延べ数は、本プランで初めて目標値を設定しますが、新生児訪問実施率に合わせた設定としています。

引き続き、基本目標 2 安心・安全な母子保健医療の仕組みづくりについてです。

まず、未受診妊婦防止解消に向けた普及啓発事業についてですが、思春期や未婚女性な

ど早い時期からの普及啓発が必要との意見をいただいたことから、46ページの課題と方針において、若い世代への普及啓発を進めていくことに触れた表現としました。

また、課題と方針では、初めての出産だけでなく、第2子、第3子の出産についても目配りが必要であるとのこと意見を踏まえて、表現を一部変更しております。

目標数値の設定に関して、重点項目9 妊婦支援相談事業については、母子手帳交付時の面接割合を100%としており、保健センターに訪れた妊婦やその家族すべてに、母子手帳を交付するとともに面接相談を実施することを目指すものです。

重点項目12 乳幼児健康診査の充実は、1歳6カ月児健診受診率、3歳児健診受診率をいずれもふやすとしております。

次に、基本目標3 働きながら子育てできる社会づくりです。

まず、重点項目13のワーク・ライフ・バランス取組企業応援事業についてですが、ワーク・ライフ・バランスをより一層進めるために、企業の中で中心となって取り組みを進める従業員を推進員に認定するなどして、従業員への支援にも力を入れることとしました。このことに伴い、事業名をワーク・ライフ・バランス推進事業に変更しております。

事業の目標値については、札幌市が平成19年に企業に対して行ったアンケートでの「仕事と家庭の両立について積極的に支援していきたい」という企業の割合を46.4%から60%となるよう、目標といたしました。

また、重点項目14 認可保育所等整備事業ですが、まず、待機児童解消に向けて保育所を整備していくことのほかに、保育者の居宅などを利用した家庭的保育事業、いわゆる保育ママ事業についても試行的に実施することを明記しました。また、保育所の整備については、新たに環境への配慮という考え方を導入し、新築、改築時に太陽光発電などの設備を整えるなどの取り組みを進めることとしています。

目標値については、認可保育所の定員数について設定しています。

認可保育所定員を、平成22年4月の1万7,845人から、平成27年4月に2万1,345人と、5年間で3,500人、1年当たり700人をふやす計画といたしました。近年、待機児童が特に問題となっておりますが、札幌市として過去にない規模の定員増計画としております。

重点項目15 就労形態に応じた多様な保育サービスでは、さまざまな就労形態への対応として、延長保育、休日保育の重要性について指摘をいただいております、実施箇所をふやしていく計画としています。延長保育については、認可保育所での実施を想定しておりますので、認可保育所の増設に合わせて、156カ所から209カ所への増設を目指します。休日保育については、現在、2カ所の保育所で実施しておりますが、2区に1カ所の割合で5カ所の保育所において実施する計画としました。

重点項目16 病後児デイサービス事業について、医療機関に併設して実施する事業については、利便性向上のため、実施施設を5カ所から7カ所にふやすこととしています。

また、このことに関連して、子どもが病気になって通常の保育所では対応できない場合

の病児保育の必要性について多くの意見交換がなされました。小川委員などのお話のとおり、働く親にとって最も苦慮している問題であり、高荷委員からの「子どもも親も企業も我慢している」というお話なども踏まえ、協議会の場でも話題に上っていたさっぽろ子育てサポートセンター事業について、当初、目標4のみに掲げていたところを、働く親への支援という視点から、目標3にも位置づけ、また、この事業の中で、病児、病後児の預かりサービスを実施することを明言しています。

また、病児保育に関しては、ワーク・ライフ・バランスとの兼ね合い、つまり、子どもが病気のとときに親がいてあげられる環境整備についても意見交換がなされました。札幌市としては、現状を踏まえると、ワーク・ライフ・バランスの推進と保育サービスの整備の両方が必要であるという認識のもとに、第2章、33ページの後期計画の課題の中で、ワーク・ライフ・バランスに配慮した社会づくりを進めるとともに、このことが短期的に解決できる問題ではないことから、一方で、必要なときに保育サービスを利用できる体制を充実させるという姿勢を明確にしました。

また、保育の質という考え方についても坪谷副座長からご意見をいただきました。保育の質が職員のレベルアップのみによってなされるものではないというご指摘でした。

ただ、最低基準の問題などについては、市独自で検討できるものではない部分もあることから、52ページの課題と方針、54ページの事業掲載部分で、保育を支える基盤の強化に向けて、国に対して要望を行うとの記載をさせていただいております。

次に、基本目標4 すべての家庭の子育てを支援する仕組みづくりについてです。

重点項目17 地域での子育てサロンについては、延べ開催日数を平成20年の2,996回から平成26年の3,295回とすることとしました。地域での子育てサロンの延べ開催日数がふえることは、子育て家庭の孤立化防止や子育ての悩みの軽減につながることから、今後も、安定運営に向け、支援を継続しながら、平成20年度の実績の10%増を平成26年度の目標値としたものです。

重点項目18 企業、団体と連携した多様な子育て支援事業では、事業連携した企業、団体数を、平成20年度の3団体から、平成26年度には15団体にしたいと考えております。本計画の基本的な視点として掲げている社会全体で支援するという点からも、積極的に企業に働きかけを行い、より多くの企業に協力をいただけるよう努力いたします。

重点項目19 一時預かり事業については、親の就労の有無にかかわらず、必要な事業であることから、実施箇所数を、平成20年度の81カ所から、26年度には125カ所とすることとしました。これも延長保育同様、主に認可保育所で実施することになることから、認識保育所の増加などに対応した目標数値となっております。

重点項目20 区保育・子育て支援センター、通称ちあふるについては、区における子育て支援の中核となる機関であることを踏まえ、21年度の5カ所から、24年度には7カ所までふやすことを明確にしました。未整備の区については、引き続き、庁内での検討を進めていくこととしております。

重点項目 2 1 児童家庭支援センター運営費補助事業につきましては、設置箇所数を平成 2 0 年度の 2 カ所から 5 カ所にふやすこととしております。

重点項目 2 2 奨学金については、札幌市の中期実施計画である第 2 次札幌新まちづくり計画に基づく採用枠の拡大のほか、新基金の設立や、緊急経済対策の一環として臨時的な追加採用を行っていることから、採用者数を、2 0 年度の 6 9 8 人から、2 2 年度は約 1 , 3 0 0 人に大幅にふやすことを目標にしています。なお、伊藤委員からご要望のあった乳幼児を対象とするブックスタート事業については、5 8 ページに「さっぽろ親子絵本ふれあい事業」という名称で追加しております。

次に、基本目標 5 特別な配慮を要する子どもを支える仕組みづくりについてです。

重点項目 2 3 家庭的な養育環境の整備は、虐待などで保護者のもとを離れた子どもに対して、より家庭的な環境を提供しようとするものですが、これについて秦委員から、札幌市は社会的養護の体系をすべて小規模化する方向であると解釈されるのではとの指摘があったところです。

札幌市としては、大人との個別的な関係形成によるケアが必要な子どもに適切な環境を提供するというのが方針ですので、このことが伝わるよう、6 1 ページの課題と方針及び 6 2 ページの重点項目 2 3 の記載を「必要な子どもたちに適切な環境を提供する」との表現に変更しています。

なお、目標値についてですが、里親登録数を 1 3 0 組から 1 4 0 組、新規事業であるファミリーホームを 2 6 年度までに 5 カ所設置、既存の養護施設が小規模のケアを実施できるような改築については 1 カ所で行うこととするほか、地域に根差した小規模の養護施設を 2 6 年度までに 1 カ所設置することとしています。

重点項目 2 4 特別な支援を必要とする幼児の支援体制の構築と小学校との連携については、当初、幼稚園を中心とした体制づくりという意味合いで掲載しておりましたが、幼稚園に通っていない子どもについても、障がいのある子どもへの特別な支援が必要であるとのご指摘をいただいたことを踏まえ、子ども未来局と教育委員会とが連携し、保育園も含めての支援体制、小学校との連携体制を構築することを明記しました。

また、基本目標 5 基本施策 3 のひとり親家庭への支援に関しては、丸山委員からの「父子家庭を視野に入れた記載を」とのご指摘を踏まえ、課題と方針で父子家庭への援助について記載しております。ただ、ここについては、金子座長からもお話があったように、国の施策自体が母子家庭を中心に行っているという現状もあることから、父子家庭施策への充実について国に要望をしていくという文言もつけ加えさせていただいております。

次に、基本目標 6 子どもが豊かに育つ環境づくりについてです。

まず、この目標が、子どもの育ちにかかわるものであり、子どもの権利保障の具体的な取り組みに当たることから、6 7 ページの課題と方針について、冒頭に権利条例の趣旨を加えるなど修正をしています。

重点項目 2 6 札幌らしい特色ある学校教育の推進については、中学校・高等学校にお

けるスキー学習実施校数を、平成21年度では28校であるところ、今後、毎年順次5校から7校ずつふやすよう努め、26年度には、中学校・高等学校を合わせて70校でのスキー学習の実施を目指しています。

また、学校図書館ボランティア派遣校数は、20年度では6校、21年度では20校となっており、その後、人材を確保できる範囲でふやしていき、23年度では全市立中学校98校に派遣することを目指しています。

重点項目27 いじめ、不登校、虐待等関連事業については、秦委員からの「ネットパトロールなどに特化した表現になっている」との指摘や、金子座長からの「不登校の影に虐待が隠れている場合があり、児童相談所との連携が必要である」との指摘などを受けて、目標の名称に虐待等関連事業を追加するとともに、児童相談所との連携も含めて幅広い内容に修正しました。

また、津元委員からの指摘も踏まえ、ネットトラブルから子どもを守るという有害環境対策の観点も踏まえた表現としています。なお、目標値としては、臨床心理士の数は現在76名であります。22年度までには、小・中・高に配置するすべてのスクールカウンセラーを臨床心理士にするとしております。

重点項目28には、放課後の居場所づくりの推進を掲げています。

児童会館など小学生の放課後の居場所整備について、26年度までに165カ所から190カ所にし、将来的にはすべての小学校区の整備に向け、努力してまいります。

重点項目29 学校・地域連携事業については、新規実施校を年間5校ずつふやし、50校から80校にするものです。基本目標7については特に大きな変更点はございません。

なお、高荷委員より、特に重点項目について「実施すると明言せずに検討するという表現になっている」との指摘を受けておりましたが、その後、引き続き、財政部局など市役所内部での調整を進めた結果、重点項目についてはすべての事業で実施または拡充を明言しております。

また、秦委員より、「相談支援を行う機関が機能するための横のつながりが重要である」との意見をいただいたことから、子育て家庭への相談支援を位置づけた基本目標4の課題と方針、目標1と目標4の両方に位置づけている子どもの権利の救済、子どもアシストセンターにおいて関係機関の情報共有や役割分担などについて記載しております。

第3章については、以上となります。

続いて、2枚目の左下の計画の推進と評価についてご説明いたします。

後期計画についても、前期計画と同様に、市役所内部及びこの協議会において点検評価を行っていくこととしております。また、前期計画と同様に、後期計画においても、可能なものについては事業ごとの目標値を定めておりますが、後期計画では、さらに市民の視点を重視するために、成果指標を設定し、その成果指標が達成されているかどうかを意識調査などによりはかっていくこととしました。

計画全体の成果指標として、前期計画の評価でも用いた「子どもを生き育てやすい環境

であると思う人」の割合を26年度までに60%まで上昇、「子育てに関して不安や負担感を持つ人」の割合を26年度までに40%に減少させることを目標にしています。このほか、基本目標ごとの成果指標も定めています。詳しくは、83ページをごらんください。

なお、本体85ページ以降は補足資料となっています。協議会に関することも含め、計画を策定するまでの体制や調査の概要などを記載しています。89ページから96ページまでは、2月に実施した保護者向けの実態調査において自由記載欄に書かれた保護者の要望、意見の主なものを掲載しています。97ページからは、7月から9月にかけて実施した子ども向けアンケートの結果や子どもワークショップの内容を掲載しています。これらについては、本計画に反映させるとともに、今後の事業実施の際にも参考にしていける予定でございます。

なお、今後のスケジュールですが、冒頭でご説明しましたとおり、この計画案を市民に公表し、幅広く意見を募集するパブリックコメントという手続を行います。公表の方法としては、札幌市のホームページに掲載するほか、区役所の広聴係やまちづくりセンター、また、子どもや子育て家庭が集まる児童会館などに配布することを予定しております。計画案本体のほかに、市民にわかりやすい形で概要を示したものと意見記入用紙を合わせて配布する予定ですが、委員の皆様方には、パブリックコメントの実施と同時に資料をお送りさせていただきますのでよろしく願いいたします。

その後、パブリックコメントでいただいたご意見をもとに、再度計画案の修正を図り、後期計画策定に係る最後の評議会を開催し、最終案の確認を皆さんにさせていただく予定でございます。

長くなりましたが、以上で計画案全体の説明を終わります。

金子座長

どうもありがとうございました。お手元の資料で言いますと、資料の2の本体とA3判の資料1も少しお使いになって説明をいただきました。

皆様方のお手元には、ほぼ2週間前に同じようなものをお送りしておりましたので、それを一応ごらんになって、そして今のご説明を参考になされた後でご意見をちょうだいしたいと思います。

全体というよりは、今のご説明で言いますと、まず、基本目標1のところから、順次、ご意見、ご質問をちょうだいしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

いかがでしょうか。過去3回にわたってたくさんのご意見をちょうだいしましたので、そういうご意見も、全部ではないでしょうけれども、ある程度はここに取り込ませていただいたということでございます。

まず、基本目標1の内容についてのご意見、ご質問はございませんでしょうか。

山田委員

今回は、重点項目の3が追加になっているということでもよろしいのでしょうか。

金子座長

子どもの自発的活動の部分ですね。

山田委員

はい。前回、前々回の議事録を読ませていただいているのですが、重点項目3が入ったのはちょっと唐突な感じがします。たしか、前は、子どもの権利についてはすべての政策にその視点を取り入れていかないといけないというご意見があったと思うのですが、そういう意味で、ここに重点項目3が入ると、全体に視点を生かしていくというイメージが薄れてしまうのではないかと思いますので、この重点項目を目標6の方に入れるということでもいいのではないかと感じました。

それと絡めて、課題と方針の文章についてですけれども、今回、ボリュームがふえて、子どもの権利については内容も充実されたということでもわかりやすくなっていると思うのですが、上から3段落目の四つの権利の推進に向け、子どもの権利の視点をすべて、さまざまな取り組みに反映していくことが大切だと思いますところまではわかるのですが、特にこの後に書いてある子どもの育ちについてのさまざまな問題を改善していくためには、子どもの参加の促進、体験機関充実など、より一層促進していく必要がありますというところは、ちょっとつながらないのではないかと思います。

すべての取り組みに子どもの権利の視点を反映していくことは、それはそれで一つの方針だと思います。そのために、やはり、子ども自身が権利についてよく理解をして、さまざまな施策に子どもの参加を促進していく必要がある、それはまた一つの内容ですね。しかし、この視点を反映していくことが大切だからこの二つが出てくるということにはつながらないのではないかとこのように感じたのです。

意見としては、子どもの参加の促進は、ほかの目標には特に入らない部分ですので、子どもの権利の実現というところで特化して取り上げて、重点項目の3については、目標6の方に吸収して、さまざまな取り組みに子どもの権利の実現を反映しているというふうにした方がいいのかなと思いました。

金子座長

いかがでしょうか。

事務局（大古子ども育成部長）

子ども育成部長の大古と申します。

今、山田委員がおっしゃられた話ですけれども、私ども市の考え方として、子どもの権利ということにおいて何を表面に出していくかといったときに、ただ単に守られるとか虐待そのものから救われるというような狭い観点からプラスして、子どもが自立して社会性のある大人への成長ということも全部ひっくるめた意味で子どもの権利としてとらえたいと思っているものですから、そこを分離させないように、ここで一つにまとめて記載させていただいたところです。その自立した社会性のある大人への成長へつながる典型的な話として、参加とか、重点項目3にあります体験活動という柱があるということでも載せさせていただいております。

山田委員がおっしゃられたように、すべての施策を貫く基本的な考えということで目標の1に持ってきているわけですが、その部分をより鮮明にあらわすために、基本理念のところでも少し子どもの権利の記載を盛り込んで、ここですべての施策を貫く理念として子どもの権利の尊重ということがあるということに補足したという構成をとらせていただいたところです。

山田委員

特に、子どもが自立的に社会性ある大人に成長していくというところを強調されたいのだなと感じたのです。そして、子どもの育ちに関する最も基本的な環境支援と書かれているのですが、最も基本的な環境支援は、やはり、安心して生まれて、虐待もなく育っていくとか、そういう環境づくりが基本的なところではないかと感じましたし、これだけが強調されるというのはちょっと違和感を覚えたのです。つまり、ほかの目標に掲げられている部分も非常に子どもにとって基本的な環境になってくるわけですから、多分、この部分だけを強調することで、かえってほかのところは余り重視しないのかなという印象を与えてしまうのではないかと思ったのです。

品川委員

今の山田委員のご意見ですけれども、私はこれでいいのではないかと思います。

その根拠ですけれども、子どもの権利といったときに、やっぱり、守られるという保護的な部分と、それから、子ども自身が表現していくという主体的な部分というのは、セットで権利としてあると思うのです。このところで、山田委員のお話でしたら、基本目標の6の方にあってもいいのではないかということでしたけれども、こちらはどちらかというところということが主体で、そこで経験をさせようという項目が多いように思います。

ですから、やはり、最初のところで、守るということと同時に、子どもたちが主体的に意見を言ったり、そういう機会をつくるということにここに上げるのがいいのではないかというふうに私は思います。

金子座長

ありがとうございます。多分、前回までの話の雰囲気と言うと、基本目標6というのは、行政なり社会の側が子どもに向けて放つメッセージみたいなものでまとめられる内容だろうと思います。今の品川委員と同じで、したがって、基本目標6は子どもの方が受け身であるということですが、基本目標1の方は、重点項目2に子ども参加の促進とあって、その延長の中に自発的な活動、体験活動という流れがあるので、行政なり社会の側がしてあげるということは基本目標6で、むしろ、権利の中には、してもらうこともあるけれども、子どもがしてもらうだけではなくて、もっと積極的にいろいろかかわってもらえるような社会を目指しましょうというメッセージがここに込められているから、ここにあるのではないかと、こういうふうに理解をしておりましたが、皆様方、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

金子座長

山田委員、よろしいですか。

山田委員

そうですね、もしできれば、「特に」の前に、やはり、子どもが主体的に意見を言ったり参加をしたりというためには、基礎的に安心して生きるという部分があって初めてできることですので、それも当然としてというような形で一つ入れていただいた方が、さらにこう進めていくのだということが伝わるのではないかと思います。

金子座長

それでは、事務局の方で文言だけをちょっと工夫していただいて、基本的には、重点項目3は先に基本目標1で出したいということによろしいでしょうか。

山田委員

はい。

金子座長

どうもありがとうございました。

秦委員

質問をよろしいでしょうか。

基本目標1の重点項目6の要保護児童対策地域協議会ですが、実施主体は児童福祉総合センターということで理解させていただいています。前回の会議のときに、どうも虐待にかなり特化している部分があったということについて、文言が変わった、表現が変わったことについては努力していただいたのかなと思うのですが、区の保健センターが実施する、ここに書いてある区の要保護児童対策地域協議会と児童福祉総合センターで実施しているものがどういう関係性にあるのか、ご説明をいただきたいのと、この文言にあることは、当然、区の方でも共有の理解として押さえられているかどうかということです。

事務局（川勝子ども未来局児童相談所担当部長）

今の秦委員のご質問ですが、全市の要保護児童対策地域協議会については、ことしの7月に、各区に要保護児童対策地域協議会が設置されまして、今までは個人情報全く得られなかったのですが、この要保護児童対策地域協議会を設置することによって、個人情報が守られて、その中でいろいろな形で検討していくと。これは、全市にありまして、区でもということで、区に1つずつ、10区にできたところです。

全市の方は児童相談所、区の方は健康・子ども課の方でやっております、その辺は連携をとっていかなくてははいけません。全市の要保護児童対策地域委員の方たちは区の委員にもなっておりますので、その辺の連携をとりながらやっていきたいと思っております。

また、区の要対協（＝要保護児童対策地域協議会）については、基本的に全市の要対協と全く同じようなくりでやっていただくという形で進めていこうと思っております。

金子座長

ありがとうございました。ほかに、基本目標1についてはございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

金子座長

それでは、引き続きまして、基本目標2について、ご意見、ご質問をお願いいたします。いかがでしょうか。

これは、文言もかなり具体的に書きまとめられた目標2の表現でございます。

基本的には、保健所の管轄が大変多くございますが、何か追加でご発言はございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

金子座長

それでは、ございませんようですから、基本目標3に移らせていただきます。

働きながら子育てできる社会づくりということで、いかがでしょうか。

秦委員

重点項目15で、休日の保育事業を20年度においては2カ所実施のところを26年度までに5カ所ということですが、数字の根拠というか、これは何をベースにこういうふうな数字になるのかというあたりを教えていただくとありがたいです。

金子座長

いかがでしょうか。

事務局(堂前子ども未来局子育て支援部長)

子育て支援部長の堂前です。

現在は、西区と豊平区のちあふるがありまして、地域的なこともございますので、やはり、利用する場合においては、今は2カ所しかございませんので、利用しやすいという面を考慮しまして、あと3カ所程度、全市をある程度カバーできるところに配置したいと思っております。

秦委員

例えば、全市をカバーするとなると、全区にという話ですか。

事務局(堂前子ども未来局子育て支援部長)

そこまで一気にまいりませんので、今は西区と豊平区にありますけれども、もっと全市をカバーしていけるようにしていきたいと思っております。また、今は公立園で行っておりますけれども、私立の保育園にもご協力いただきまして、整備していきたいということでございます。

金子座長

ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

高荷委員

関連して、よろしいですか。

私は、この資料をこの間いただいたときに閲覧させていただいて、うなったのです。すごいな、さすがだなと。子ども未来局の皆さんは素晴らしい能力をお持ちだとお聞きして

いたけれども、ここまでまとめ上げるものかということで、私としては満点の評価をさせていただきますので。

ただ、もう一つ、私は仕事で旅行業をやっていた時代がございまして、その旅行業はやめたのです。なぜやめたかといいますと、お客さんは、満点のサービスをしてもらってもそれが当たり前であって、120点ぐらいのサービスをしないと認めてもらえないのです。仕事をやる上で、こんなつらいことはありません。一方、土木の仕事をやっていると、90点以上をとったら物すごく褒めてもらえるわけですから、その差というのは非常に大きいわけです。そんなことを思いながら読ませていただきました。

満点であるという評価と同時に、今、秦委員もおっしゃられた点にも通じてくるのですが、けれども、また、私自身がずっと申し上げていた点にもつながってくるのですが、いわゆる病児保育も含めて休日保育の数が非常に少ないということは、その家庭のおじいちゃんやおばあちゃんは祝日も祭日もない、そういう実態に追い込まれているのが現状だということをもう一度しっかりと認識していただきたいという思いがあるわけです。おじいちゃんやおばあちゃんのいるところは、そのおじいちゃんやおばあちゃんが犠牲になることによってそれなりのことはできているわけですが、いらっしゃらないところもあるわけですから、そういうことを考えると、今の部長のお話では、各区に1カ所なんてとんでもないようなお話に受けとめました。やっぱり5年もあるのですから、また、今の政権の考え方というものは、かなりその辺に踏み込んだ形でお考えのようでもありますし、ましてや、札幌市はそれに先駆けて民主党政権が誕生した、これはうわさ話ということになるのかも知れませんが、やっておるわけでありますから、そういった点からいっても、やっぱりこの辺のところは各区の一つというのが絶対要件だと。そうすると、120点を上げられるのではないかとということで、ここを何とか再検討願いたいという思いで出席させていただきました。以上です。

伊藤委員

重点項目13のワーク・ライフ・バランスについてですが、これだけではなくて全体にかかわってくることでありますけれども、特に仕事と家庭の両立ということで企業の理解を進める上で、札幌市の場合においては、近隣に例えば石狩市や恵庭市、北広島市、小樽市などの市があるわけですが、札幌市民でありながら、周りのまちに通勤あるいは通園・通学、あるいは通院という場合もあるかと思えます。逆に、周りのまちから札幌市にそのような形で入ってくる方々もおります。その中で、札幌にいながら近隣のまちを利用するに当たって、例えば、札幌市にある企業だけに理解を求めているのでは、そこからこぼれてしまう人たちが出てくるのではないかとこの観点から、近隣のまちの行政への理解を深め、なおかつ、企業へも理解を推進していかねばならないのではないかとこのように思うのですが、ちょっと不勉強で私はわからないものですから、これまでの経緯の中でそういった働きかけがあったのかどうかということと、もし、ないのであれば、今後、そのような点に関してどのような取り組みをされるお考えがあるかということをお聞かせ願え

ればと思います。

高荷委員

座長、済みません。伊藤委員のご意見の前に、私の意見に対するご協議をお願いします。

金子座長

そう思っておりました。5カ所ではなくて、少なくともすべての区でというようなお話でございます。これは、最初から問題になっておりますけれども、使う側の都合だけではなくて、働く側の都合もあるので、両方の観点からこの議論をしなければいけないと思いますが、基本的に国の方がワーク・ライフ・バランスを推奨されているので、まずは、森本委員、何かございませんでしょうか。

森本委員

私どもの方として、ワーク・ライフ・バランスという考え方は、いろいろな働き方の見直しというところが入りまして、必ずしも育児だけではなく、そもそもの労働時間の問題であるとか、休日の問題、残業の問題、あるいは就労形態といったようなところも入っております。今回、仕事と生活の調和ということで幅広く考えている中で、特に子育てに焦点を当てているというふうに思いますけれども、全国的に、働く親が継続就労をしていく上では、やはり、心理的な負担感とか職場における継続就労で体制整備を考えるときには、保育の体制をどういうふうにするかということがありまして、保育施設だけではなくて、企業におけるいろいろな取り組みを求めているところがあるわけです。

ただ、逆に、保育所がふえるだけで子育ての負担感が軽減されるかどうかというのはまた別問題でもあると思うのです。言ってみると、建物があれば、お子さんを預けることによって働き続けるということがたやすいように受けとめられるかというところは大きな問題があると思います。ただ、実際に働く親御さんの観点から言うと、病児であるとか、休日は特にサービス業の方々とか、北海道の場合には、就労時間自体が大変朝早いとか夜遅くまでの方々もいらっしゃいますので、そういう点では、託児施設が整備されるというのは大変重要なことであると思いますけれども、必ずしもそれだけで少子化の流れを変えることができるものではないだろうと思いますので、やはり、総合的なワーク・ライフ・バランスの考え方の中でこの休日保育、病児保育というものをどう考えるか、予算や施策の全体的な流れもあるのではないかとこのように受けとめていました。

金子座長

基本的には、利用する方と同時に、働き側、つまり、日曜日に働ける体制を保育所の側はどうつくるかということをおわせて議論しないと、サービスの水準を上げることにはならないのですが、副座長、実際に経営されているお立場からはいかがでしょう。

坪谷副座長

土曜日・日曜日が休みではない保護者の方がたくさんいらっしゃって、高荷委員のおっしゃることはよくわかります。体制の問題というか、だからといって、保育園は、今のところは皆休みであっているわけです。ただし、今の体制で保育園を各区1カ所でしたら、

7カ所から10カ所ですから、あと3カ所なので、先ほど、部長や局長も民間の保育園も活用して、認可保育園を活用してということをおっしゃいましたので、私どもの方にもお話が来るのではないかなというふうに思っています。そのときには、私どもも全面的に協力して、どういうふうにやっていったら可能なのかということで考えて、今、保育園と札幌市では課題解決プロジェクトを設けているいろいろお話し合いを続けている最中ですので、その中で話し合いをしていって、認可保育園でそれを担うということになったときには、どうやってやったらいいのかということ、我々は拒否するつもりは全くありませんので、協力していきたいと思っております。

山田委員

保育園を利用している保護者の立場ということで意見を言わせていただきます。

私も認可保育所に子どもを預けているのですけれども、保育士を見ていると、非常に多忙です。延長保育、土曜日も保育がありますし、さらに、時間外で研修がたくさんあるのです。日曜日研修でいないという話はよく聞きます。そういう形で少ない人員でいろいろな役割を担っていくことになれば、当然、無理が出てくると思います。現状でも非常にたくさんの役割を担っていると思いますし、さらにこれで一時預かりや休日も保育ということになれば、当然、人員をふやして体制を整えてやっていかなければいけないと思いますが、その場合には、やはり財政的な基盤と相談しながらということになりますので、単に数だけふやしていけばいいということではないと思います。

高荷委員

副座長から大変心強いお話をお聞きできてよかったなと思っております。ぜひ、そういった形でいい方向へ行くようにご努力をお願いしたいと思っております。

ただ、座長からのお話の中にありました働く人の立場から云々でありますけれども、これは保育園に限らず、病院でもほかのいろいろなところでも、日曜日あるいは祝日はごく当たり前に行われておる、そういう先例がいっぱいあるわけありますから、保育園行政だけがそれをあえて取り上げて云々というのはいかがなものかという思いを強くしております。

また、森本委員からは、このことだけが問題解決につながるのではないというふうなご指摘でございましたけれども、もちろん、そんなことを考えている人はだれも中にはいないだろうと思っております、当然、総合的な中で少子化問題だとかそういったものは議論されていく、また、実際に運営されていって問題解決につながっていくであろうと。

いずれにしても、議論はひとつ単純明快にシンプルにということをお願いして、終わります。

金子座長

単純にしているわけですが、祖父母が犠牲になっているというようなとらえ方自体もかなり偏ったという判断をされる方が多いと思いますので、いろいろな見方があり、いろいろな立場もあります。働く側は、サービス業ではあるけれども、保育の場合は、普通のコ

コンビニやスーパーとは違って赤ちゃん相手ということもありますので、ただ単に、みんな日曜日もやっているじゃないか、お正月も働いているじゃないかという話の延長線上にはなかなか来ないのではないかと私は思っているわけです。

それで、伊藤委員のご質問でございますが、これも恐らく、札幌市だけの力というより、国や都道府県がもう少し出ていかないと、よその立地、例えば小樽や石狩にある会社に対してなかなか札幌市として意見を言いづらいのではないかと思います。森本委員、いかがでしょうか。先ほどのご意見に対しては、国としてはどういうふうにお考えでしょうか。

森本委員

私どもの方といたしましては、厚生行政というよりは、労働行政の方ですけれども、今回、育児・介護休業法も改正されまして、前倒しで施行されるということがあります。なるべく、ニーズとしては大変高い、男性も含めて、女性もそうですけれども、次世代育成のために喫緊の課題であると国としてはとらえているわけですので、ある特定の市区町村が熱心にやっているだけではなくて、次世代育成の観点というのは、国民一人一人、それから自治体一つ一つが取り組んでいただけるというのがまず基本ですので、できるだけことはしていただけるということで、それぞれの自治体にできるだけのことを行っていただきたいというのがこの次世代育成の考え方だと思います。

金子座長

そうではなくて、今のご質問は、札幌市の方が例えば石狩市に立地している会社に物が言えるのかというご質問です。

森本委員

あくまでも義務や予算措置を求めるのではなくて、札幌市としてこういうふうなご協力をお願いしたいという点では、できないものではないというふうに受けとめております。

金子座長

そういうことですけれども、いかがでしょうか。

伊藤委員

これまでは、そういった経緯、働きかけというのはなかったのですね。

金子座長

事務局、いかがでしょうか。札幌市としては、おやりになっていきますか。

事務局（大古子ども育成部長）

近隣の市町村の企業へのアクションが今まであったかということ、実際のところ、札幌市内でさえ、まだ全然意識レベルが高まっていない中ですので、そこまで行っていないのが現状でございます。ただ、伊藤委員がおっしゃられたように、近隣との行き来というのは当然でございますので、私どもも近隣市とは広域圏組合などがございまして、そういうところを通じてお話しさせていただきたいと思っています。

中島委員

今、現職の保育士はとても忙しくて大変というお話が出ていたのですけれども、保育園

に一度お勤めになって、退職されて、今、ご家庭のことだけしかしていらっしゃらない方が結構いらっしゃると思うのです。そういう方にご協力をいただくという手も一つあるのではないかと思います。

金子座長

どうもありがとうございます。今の件について、何かお答えが必要でしょうか。

中島委員

必要ではないですけれども、一応、参考までに。財政関係ということにも関連してくるかと思しますので。

高荷委員

座長、まだ私の意見に対するまとめができていないと思うのですが、どうですか。

金子座長

はい。それでは、事務局の方から。

山田委員

今の関連で、私は、実は8月に出産をしまして、きょうもファミリーサポートの制度を利用していただいて、近所の方に2カ月の子どもを預けて来ているのですけれども、そのファミリーサポートをお願いしている方も、元保育士という方もいらっしゃいました。もちろん、子育てをされていたお母さんもいらっしゃいますし、子どもにかかわる仕事をされていて、今はされていないという方もいらっしゃって、そういう方が登録して支えてくださる本当にいい制度だと思いますので、そういった形で、保育所を利用する以外のメニューや制度もあっていいと思いますし、充実していくと、休日の保育の点にもつながってくると思います。

坪谷副座長

重点項目14の に、家庭的保育事業（保育ママ）というものを新しく子ども未来局の方で考えて、今おっしゃられたような退職した保育士や、途中でやめて子育てが終わった保育士を保育園に、これからどういうプランになるのかわからないのですけれども、保育ママ制度を今度は広げていくということなので、そのところで解消というか、かなり充実してくるのではないかと考えております。多分、先ほど言った課題解決の中での各区何カ所ということよりも、保育ママの方が私もいいのではないかと気がします。これも札幌市と協議していきたいと思えます。

事務局（堂前子ども未来局子育て支援部長）

休日保育ですが、まず、現状を申し上げますと、先ほど言いましたように、2カ所で行っているということでございます。定員は20名で行っておりまして、今のところはその範囲内で利用していただいているということでもあります。

ただ、先ほども言いましたように、札幌市のように地域が広い中で2カ所ということでございますので、遠いということで利用しづらい面もあるかと思ひまして、私どもとしては、おおむね2区に1カ所ぐらい、東西南北それぞれをカバーできる範囲で、まずはそ

れを行ってみたいと考えております。その状況を見まして、さらに必要性が出てきた場合においては、箇所数を増やすことを考えていくということでございます。財政的な面もございますので、庁内では5カ所までについて合意をいただいておりますので、まずはその範囲で行わせていただきたいと思います。5カ所行ったからそれで終わりということではなくて、これは目標でございますので、さらに必要な部分で取り組むべきものがあれば、積極的に行っていきたいと思っております。

秦委員

済みません、逆だと思っているのです。実は、文言は物すごく整備されて、一生懸命書かれていて、札幌市がこれから子育てに向かって一生懸命取り組んでいくのだ、子どもの権利と子どもの育ちに対して札幌市は一生懸命サポートしていくのだということをすべての文面から読み取れるのですけれども、そこに数字が入ってしまうと、数字の方が逆にインパクトとして残ってしまうのではないかと考えているのです。

ですから、一生懸命言っていて、部長がおっしゃっているような5カ所というのは、あくまでも、まずは5カ所だけれども、6カ所でも7カ所でも必要に応じてできるのだという話ではなくて、逆に、最初から10カ所だったら10カ所と出しておいて、努力目標だからそれが8カ所で終わるかもしれないけれども、やる気があるなというのは、言葉と数字とでは、そこだと思っております。ただそれだけを僕は言っているわけです。せっかくなものができていくのだから、それであれば、ばんと出した方がいいと思っております。見るときのというのは、市民は数字を見てしまったりしますから、「2プラス3で5ですか」というのと、「3ですか」という話になってしまうのと、ちょっと違うのかなと思っております。目標なので、それが絶対に達成されなければいけない課題ではないと思うのですけれども、少し高目に設定していてもいいのかなという思いがあったので、言ってみたという話です。

金子座長

多分、逆の人もたくさんいますよ。達成率が7割ではけしからんというコメントを出される方も多いと思っております。ですから、これは評価の仕方ですから、どちらもどっちだと思っております。

丸山委員

私も前に意見として数値で出てきたときに、その根拠は何だろうか、そのニーズの何%がそれによってカバーできるとしてこれを出されているのかと思って、ご意見を申し上げたのです。最初的时候にも何か言ったつもりなのですが、やっぱり、市ですべてできるわけではないし、今いろいろなご意見があったように、100%のニーズカバーなんて非常に難しいというのはわかるのです。ですから、例えば保育マップのように、札幌市内には、私立とか、いろいろな小さいところから大きいところから、すべて把握できないと思っておりますが、いろいろな立場でやっている支援のニーズのマップがあって、市としてはこの辺までカバーするとか、そういう中でこのようなものが出てきていると、すごく理解しやすいなとずっと思いながら来ておりました。とても難しいことかもしれないのですが、そうで

ない限り、先ほど来の120%とか100%というふうなもので、今の座長のご意見にあるようなことは絶えず出てくると思っておりました。

別に、回答ということではなくて、今、自分の意見として、全貌が見えない中で、部分で見てしまうところの難しさがあるなと思っておりました。

事務局（橋本子ども未来局長）

高荷委員から貴重なご提案がありまして、これは1回目の6月の会議でも問題提起をしていただきまして、私どもも財政局やいろいろな関係部局と協議をしてきました。先ほど、秦委員からも、目標はやっぱり10カ所ということでやってもいいのではないかということでしたけれども、山田委員からも言われましたように、これをやるためには、人を増員してやっていく、そしてお金がかかるということで、私立保育園にお願いするのも札幌市がお金を出してお願いしていくということで、今後の5年間の収入等を見きわめて、どうか頑張って5カ所というところまでこぎつけているのが現実でございます。

ただ、今、2カ所でやっていて、それぞれ20人でやっていて、多くの方は断っているという状況ではないのです。どうにか回転しています。しかし、先ほど部長が申し上げたとおり、今、西区と豊平区でやっていて、北区の奥の方や南区の方などの方で、必要性があって使いたいけれども、遠くて不便だという方もいると思います。そういう方のために、何カ所かふやして、今後5年間でやっていこうと。それで、どうしてもたくさん需要があるのだったら、臨機応変に、内部で検討して計画を修正していかなければならない、そんなつもりでありますので、この辺の目標というのは、座長がおっしゃったとおり、数値目標ですから、私どもとしては確実に達成しなければならないと思っています。それが責任だと思っています。もちろん、需要がないのでしたら減らす場合もありますけれども、今のところ、今後5年間の財政状況を見たうえで、これが一つの庁内的な合意の結果です。ただ、多くの需要があるのでしたら、そのときにはまた、庁内的に検討して対策をするということも考えておりますので、この辺をご理解いただきたいと思います。

高荷委員

今回の会議がほぼ最後ということですので、あえて申し上げますが、それでは、1施設ふやすのに何ぼの金がかかるのかということですよ。それが莫大な資金を必要とするのであれば、当然、それは5カ所でよしとしなければならないかもしれない。それと同時に、そういう需要がどれだけあるのか、それを市は掌握した上で2施設を5施設にするという数字を出されたのかということなどが議論の中では当然出てきます。それをどっちもなしに2施設を3施設にして終わりだというのであれば、それはもう、理解するとか、それでよしとするというわけにはいかないだろうと思いますが、どうですか。

金子座長

恐らく、今の話をもう少し広げていくと、例えば、奨学金は698人が1,300人になっているけれども、これを1,400人にしたいという方もいらっしゃると思うのです。ですから、それはもう切りがないと思います。そういう言い方をすると、ここに上がって

いる数字は全部相対的なものなので、これでいいかと言われれば、人によっては、これは少ないということは必ず言えるので、それをもう一回やるということでしょうか。

今の議論の仕方と言うと、2カ所を5カ所にするのにお金が幾らかかるかということだけでは済まないと思います。1,300人から1,500人に奨学金をふやした方がいいということをもしどなたかがおっしゃれば、そのためにもお金が要るわけです。そのお金は、奨学金を優先した方がいいという立場であれば、この休日の保育所の運営に回せないという立場も当然出るので、そうすると、これは全部ゼロからやらなければならないのではないかと思います、いかがですか。

高荷委員

それはないと思いますよ。大体において、そういうふうなバックデータを全部承知してここへ出席している委員なんて一人もいないわけです。当然のことですよ。いろいろな意見を申し上げるために、いろいろなお立場の人に来てもらっているわけです。それを座長がそういう物の言い方をしたらああたとかこうだと言うのは、これは会議のあり方からしておかしくなってくるではないですか。

金子座長

いえ、そんなことはありません。

相対的にみんな数字が出てきているということを申し上げているだけなのです。

高荷委員

では、相対的に数字がどういうふうに出てきているのですか。

金子座長

ですから、一番わかりやすい奨学金で言うと、698人を1,300人にするというように書いてあるので、これは相当お金が要るわけです。しかし、これは1,400人がいいという立場も当然あると思います。そうしたら、そのお金はどうするのかというと、それはやはり、これに関連するところから回すしかないのです。すると、どこかが多分減るだろうという気がすると思ったのです。

高荷委員

それは費用対効果ですから当然考えるのであって、その費用対効果を優秀な集団である子ども未来局の皆さんがちゃんと把握した上でこういう数字を設定したというのであれば、それはうんもすんもなく理解しますよ。当然のこととしてね。そうでなかったら、議論するのが当たり前でしょう。そのための会議なのだから。

金子座長

ですから、そういうふうに言っているではないですか。相対的なものであると。これを10カ所にしたら、何かすごく効果があるというご判断はお持ちですか。

高荷委員

1区の住民の数がどのくらいいらっしゃるか、座長もご存じだろうと思いますけれども、例えば、北区でも東区でも25万人とか28万人という人口があるわけですよ。それだけ

の都市と同じではないですか。その中に一つぐらい、そういうものがあって初めてそれなりのサービス行政ができているということも言えるのではないのでしょうか。ですから、当然のことながら、そういった意味においてはいろいろな手法があると思っておりますよ。そうではあります、少なくともそのぐらいはあってほしい、そのぐらいは設定してほしいというのが私の意見です。

金子座長

ですから、例えば195万人都市であれば、奨学金を1,500人にするのもいいのではないかという立場も当然あるということを行っているわけです。全部、相対的な数字なのではないかなと思います。

品川委員

いいでしょうか。今のお話を聞いていますと、先ほど、利用者が今の定員で大体充足していると。もちろん、利用したい人もいるかもしれないけれども、そこが待機児童のようになり待っているというのだったら各区にあってもいいと思いますけれども、それを目安にされるのが今のところは一番いいのではないかと私は思います。

秦委員

それはちょっと違って、預けたくても預けられなかったり、情報がなくて預けるすべがないので、子どもだけが家で留守番をしているということがたくさんあるのです。もしくは、我々のようなところにショートステイを利用しながら預けている人もいます。

今、子育てママという話がありましたけれども、民間の方のご家庭で預かった場合、事故が起きたときにだれが責任をとるのか。我々が一般のご家庭のお子さんを預かって、食べてはいけないものを間違えて口にしてしまったせいでアレルギーが出たり、事故の問題というのは、我々もお預かりするときにもものすごい責任を感じるのです。そんな中で、市民の人たちは、自分たちの力を一生懸命活用したり、子どもに負担をかけながらとか、それから、ボランティアの人を利用したりといろいろな形でやっているのですけれども、もっと生み育てやすい社会をつくっていくのであれば、そういうものが制度として整備されていることは、利用者がいようがいまいが関係ないと思うのです。整備されていることが大事であって、今、20人が2カ所で40人で、大したニーズがないからそれでいいのではないかという話とはまた別ではないかと思えます。

品川委員

秦委員のおっしゃるのは、もともとどうしようかというところの議論で、私は、どれをもとに判断していったらいいかということについて意見を申し上げたのです。私も、これに関しては、予算があるのに、やっぱりこれは病児保育とは違って、働き方が多様化している今、それは10区にある方がいいとは思いますが、いいとは思いますが、それならそれで、もう一回、議論をし直しましょうかという話だと思っております。

坪谷副座長

今回、子ども未来局が1万7,845人を2万1,345人に、毎年700人ずつ5年

間増員するというのは、大英断だと思っています。

北海道では、待機児童がいるのは札幌市と旭川市です。安心子ども基金というものができて、この2年間は札幌市も余りお金を出さなくてもいいのですけれども、あとは財政負担が大変なのです。

一方、旭川市にも待機児童はいるのですけれども、保育園を全然つくっておりません。ことし来年も、待機児童がいても安心子ども基金を使っていないのです。なぜかという、安心子ども基金を使うと、当然、市の財政でも負担する分が出てくるので、それがないので出せないというのが旭川市の実態です。

札幌市も同じような実態だと伺っていますが、700人ずつやるというのはかつてなかったことなので、私は、ここが重点、最優先で、お金を振り向けて何とかしようというぎりぎりいっぱいなのではないかと思います。私が札幌市の見方をするのは変ですけれども、これは大変なことなので、これは評価というか、見守っていきたいという考えです。

高荷委員

その辺に関しては、もちろん十二分に評価していますよ。それで100点満点という表現に僕はしているつもりです。それ以上やって初めて本当の満足を与えることができるということだろうと僕は認識しているわけです。そういう観点から申し上げているのです。

事務局（橋本子ども未来局長）

今の高荷委員のご意見については、当初から、6月の会議から、私どもも本当に重く受けとめています。それで、先ほども言いましたけれども、この計画を今後5年間で展開していく中で、どうしても必要なのだというときは、改正なり修正なりをさせていただきます。今、札幌市は総合的に子育てに力を入れていますが、いろいろなところにお金をかけていますので、財政的な裏づけなしに、私どもも負担しますとはなかなか言えないものですから、今のところはこの辺でご理解をいただきたいと思っています。

高荷委員

私としては、これ以上は申し上げません。結構でしょう。

金子座長

それでは、基本目標4に移りたいと思います。

山田委員

済みません、まだ3のところでは別の点ですが、重点項目16の病後児デイサービスのところでは、

これは、前々回のときはかなり時間を割いて議論をされたと思いますが、今回、もう少し広がった内容になっているのかなと思って見させていただいたのですけれども、やはり、サービス事業のことしか書かれていなかったのです。プラスして、3-4-5で子どもサポートセンター事業を上げていらっしゃるの、ここはもう少し広く、例えば、病児、病後児の預かりサービスの拡充という形にして、として病院でのサービス、としてサポートを上げるという形にして、前回議論が出たように、ここは働く親にとっては必

ず直面する問題ですから、私は、数をふやせというよりは、ここにこのように力を入れて
いますよ、制度を準備していますよということで、これだけを上げるのではなくて、ファ
ミリーサポートも一緒に上げた方がいいのではないかと思います。それが1点です。

それから、前回、小川委員から、緊急さぼねっとの件はなぜ充てられていないのかとい
うお話があって、これは札幌市としてやっていきますというご回答があったかと思うので
すが、この子育てサポートセンター事業に統合して実施していくということになるのでし
ょうか。この2点についてお願いします。

事務局（堂前子ども未来局子育て支援部長）

緊急さぼねっど、いわゆる病児、病後児の預かり事業については、現在の札幌子育てサ
ポートセンター事業の中に取り込んで実施することになります。次の基本目標4のところ、
58ページの上から三つ目に一旦載せてございましたが、55ページの基本目標3にも再
掲させていただいて、両方の基本目標として位置づけをさせていただいております。

今、国の方の制度の枠組みでも、子育てサポートセンター事業の機能強化をして、そこ
に上乘せして実施することになっておりますものですから、あわせて明記させていただ
いたということでございます。

ご承知かと思いますが、現在、緊急サポートネット、病後児の分野については、国の直
轄と言いまして、直接の委託、NPO団体に手を挙げていただいて実施していただき、北
海道については、早い段階から手を挙げていただいて、今は定着してきているという事業
でございます。これが21、22年度の2年度の時限的な事業ということもございませ
うので、そういった状況も踏まえて、今度は札幌市の事業として子育てサポートセンター
事業にそういった事業を加えて、札幌市として実施をしていきたいという考えでござい
ます。

山田委員

それは非常に心強い制度だと思うのですが、それをなぜ重点項目の中に上げられないの
かなということなのです。

事務局（堂前子ども未来局子育て支援部長）

前回の会議でも重点項目としてはどうかというご意見が出ていたかと思うのですが、い
ろいろなご意見をいただいた中で、それぞれの重点項目に入れたい事業は他にも沢山ある
ということで、基本目標4だけではなく、基本目標3の方にも明記、再掲させていただ
いたということで、決着がついたと理解をしておりました。

山田委員

秦委員や母坪委員から、ここはもう少し広くして、ほかの制度も入れてはというような
意見もあったかと思うのですが、これは検討された上でここに残ったということですね。

事務局（堂前子ども未来局子育て支援部長）

そういう形にさせていただいたということです。

金子座長

前回、小児科の先生である母坪委員が、小児科の医師不足をかなり強調されたような記

憶があります。働く側の問題として、20時間以上連続して働かなければいけないような状態の小児科の医師がいる中では、なかなかこういう形で単独に雇えないのではないかとということをおっしゃっていたような気がします。

山田委員

この重点項目16の点で、母坪委員も、母親を見ていて、電話をかけまくって対応している状況を見て非常に大変だったと思うということで、ここはもう少し広く重点化してもいいのではないかと意見をおっしゃっていたかと思います。

どうしてもそうしてくださいということではないのですが、やはり、この制度だけでは母親にとって不安なのです。私も利用したことがあります、定員も少ないですし、それよりは、ファミリーサポートという制度もあって、今後、緊急時の保育園のお迎えやお家での預かりもやりますということで、その二つをここに掲げておいた方が、広く、病児、病後児のサービスを拡充していきますということが上げられると思うのです。必ずそういう意見が出てくるのではないかと思います。これは、定員が4名で7カ所の28名ですので、これだけではなくて、ファミリーサポートも、これまでは病児、病後児を余りやっていなかったのが実施するというで新たに展開していくわけですから、新たな展開をする事業として、この重点項目16に、 という形で載せることはそんなに問題はないかと思うのですが、いかがでしょうか。

金子座長

事務局、いかがでしょうか。

事務局（井上子ども未来局保育・子育て支援課長）

後ろの席から済みません。保育・子育て支援課長の井上と申します。

お世話になっております。

今の山田委員のお話ですが、いわゆる病児、病後児保育に対しての子育て家庭の皆様のニーズが非常に高いというのは、アンケート調査からも明らかでございまして、この部分は、もしあればご利用なさりたいというお声もすごく莫大な数に上っていることも事実でございまして、それをすべてニーズととらえるならば、幾らあっても足りないのが実は病児保育の現状でございます。

その中で、少しでも充実するという方向を持っているのはわかるのですから、表記として、重点項目16のタイトルを「医療機関併設施設で行う」というくりではなく、いわゆる「病児、病後児保育サービス」という中の二つのジャンルとして分けてはどうかという趣旨のご提案かと思います。

山田委員

まさにそうです。

事務局（井上子ども未来局保育・子育て支援課長）

それで、基本目標3の部分につきましては、たまたま、もともとのくりが「働きながら子育てできる社会づくり」となっていたこともございまして、その中で「働きながら」

に着目した場合に、どうしても医療機関併設型の病後児デイサービスが勤労者世帯を対象にしたサービスとした位置づけになっておりました。

一方、ファミリーサポートセンター事業というのは、勤労者世帯を対象にしているわけではなく、勤労者世帯以外もすべての世帯を対象にしているサービスですから、ここで言いますと、基本施策4の「働き方に合わせた多様なサービス」の中に出てきたりしているわけでございます。そこら辺は、私ども内部の事業のくくり方の違いがございまして、あえてここに一緒に掲げてはいないという経過があったということで、こういう表記になっている部分のご説明とさせていただきたいと思っております。

山田委員

利用する側からすると、そういったくくりというよりは、両方の制度があった方が利用しやすいですし、緊急さぼねっとは、働く親から子どもが病気で熱が出ましたというふうには電話がかかってきて、すぐには行けないというときに利用する制度で、今後、子育てサポートセンターの方でも23年度から取り込んでやっていくということであれば、まさに勤労者世帯を対象にした病児、病後児の保育と言ってしまうと保育所に限定されるのかもしれないので、預かりサービスとしてもいいと思います。預かりサービスの拡充という形で掲げていただければ、働く親にとっては非常に心強い制度になると思います。心強い制度としてアピールできるということです。

事務局（堂前子ども未来局子育て支援部長）

いろいろとご意見がございましたので、私どもの方でその意見を取り入れまして、併記について考えさせていただきます。

山田委員

ぜひ、そうしていただければと思います。

事務局（堂前子ども未来局子育て支援部長）

重点項目の16のところに併記すべきではないかというご意見ですね。

山田委員

そうです。

事務局（堂前子ども未来局子育て支援部長）

私どもの方に一任していただければ、そういうことで整理したいと思います。

山田委員

はい、それは今すぐには決断できないことだと思っておりますので。

小川委員

そのことに関しては、前回、私の方から提案させていただいた内容でしたので、追加でお話しさせていただきます。実は、そういうNPO法人のところの代表をやっておりまして、緊急サポートネットワークの事業、国の預かり事業という形で今も実際にやらせていただいています。札幌市では、1,800人ぐらいの登録者の方がいらっしやいまして、日々動いているところです。

それで、前回は、重点項目に必要なだという山田委員と同じようなこととお話しさせていただいて、そして、項目には載ってきたのです。こちらの方に載ってきているなということで確認させていただいたのですけれども、もう一つ、重点項目のところに掲げていくことを検討しましょうというお話でした。そうであれば、課題と方針のところにも病児保育のところを書いてあるのですけれども、そこは併設型の建物を建てていくという文言になっていますので、こことあわせて書いていただくと、すごく重点項目とプラスアルファになると思うのです。

今後、こういうサービスが本当に必要なだということを私たちは身をもって感じておりますので、これから札幌市が向かっていく方向として、こういう言葉を残していく、ちゃんと書いていくということがすごく大事だと思うのです。やる姿勢を見せていくためにも、建物ももちろんですが、建物だけではなくて、ベッド数も四つのベッドで7カ所でもかなり少ないのですけれども、そういうふうな前向きな姿勢とともに、そこで支援できない人たちが必ず出てくるのです。お母さんは宝くじに当たるようなものだと言うのですけれども、なかなかそこに入れないという人たちがほとんどです。ほとんどが入れてよかったというような感じです。そこを、札幌市がちゃんと考えていますよということを文言で書いていただいて提示していただくということは、すごく大切なことだと思いますので、課題と方針の方にも書いていただくということをぜひお願いします。

山田委員

私も、それはぜひお願いしたいと思います。

本市は、これだけをやろうとしているのではないということですね。

事務局（堂前子ども未来局子育て支援部長）

その趣旨に沿って、修正させていただきたいと思います。

金子座長

お願いします。

山田委員

基本目標3の保育の質の点で、目標4に行く前にご意見を言わせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

金子座長

簡単をお願いします。

山田委員

前回、副座長の方からご意見がありまして、今回、保育の質は保育士の専門性だけではないということで、国に対しての要望ということで文章が変わっていて、私もよかったなと思っているのですが、課題と方針の最後の文章で、「保育を支える基盤の強化に向け」と書かれておりまして、「国に対し、要望を行っていく」と書いてあります。基盤というのは、多分、人的、物的、人員配置であったり、設備の点であったりということだと思うのですけれども、まず1点は、それが少しわかりづらいと思います。もう少し、設備や人

員配置など保育の質を支える環境の向上ということで、ここは副座長がおっしゃっていたような設備や人員配置など環境面の向上について書いているのだということがわかるようにされた方が、基盤の強化というところとちょっとわかりづらいと思います。

それから、国に対して要望ということしか入っていないのですが、ぜひその前に、札幌市としても、保育士の専門性だけではなくて、人的、物的な環境の向上について札幌市としても努力するというメッセージを入れた方がいいのではないかと思います。あくまでも実施主体は市町村なので、確かに、国の財源がなければなかなか実施できないということもあると思いますけれども、今後、規制緩和で、そういった基準も政令指定都市については市町村の方で決められるかもしれないという報道もされていますので、もしそうなった場合に、数をふやすということと表裏一体になってくると思うのですが、札幌市としては、もうちょっと設置基準や人員基準を下げても数をふやしていくのだという方向性になっては困ると思うのです。そうではなくて、きちんと人的、物的の質を札幌市としても確保するべく努力するのだということがわかるように、質の向上という点で市としても努力するという文言を入れていただいた方がいいのではないかと思います。そういう意見です。

金子座長

いかがでしょうか。

事務局（堂前子ども未来局子育て支援部長）

前段の設備、人員の面での基盤の強化の文言については修正させていただきたいと思うのですが、後段の方は、これも言葉では簡単なのですが、配置基準等を国が見直さないと、これもまた財政的なことを言って申しわけありませんが、相当な影響が出てまいります。ですから、その部分については、そういう気持ちはあるのですが、そこまで書けるのかどうかということがございます。

それから、配置基準については、自治体でというお話も当初はあったようではありますが、最終的には、配置基準については見直さないとということになっております。地方分権の勧告に対して、厚労省がそれについては今までどおりと発言しているようですので、それを超えて札幌市独自でということになりますと、全体的な予算に相当影響する部分もございまして、そこはなかなか書きづらいものがございます。

再度、後段の部分については内部で調整をさせていただきますけれども、なかなか難しいかなと思っております。

山田委員

確かに、財政的な裏づけもなく、単に頑張るというのは書きづらいということだと思いますが、国の基準を超えた基準でやるということではなくて、現在の基準のままで、例えば、延長保育だったり、休日保育だったり、民間の保育園がやっている際に市が補助金を出しているわけですが、それが減らされているというようなことも聞いていますので、それが減るということは、結局は人員配置などの質が落ちていくということにつながってくると思いますので、ぜひ、税源を確保して頑張りたいと思います。

金子座長

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

金子座長

それでは、時間が大幅に経過しておりますので、基本目標4に行きたいと思います。

すべての家庭ということで、これは当然、働いている家庭も含むわけですが、お母さんが働いていない家庭も含むということでございます。いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

金子座長

ご意見がないようですから、基本目標5に移りたいと思います。特別な配慮を要する子どもを支える仕組みづくりです。これに関しまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。秦委員、よろしいでしょうか。

秦委員

特にございません。

金子座長

ございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

金子座長

それでは、基本目標6 子どもが豊かに育つ環境づくりについてはいかがでしょうか。

磯野委員

私は、前回、欠席してしまっていて言えなかったのですが、後で概要を送っていただきましたら、津元委員が発言していただいておりまして、その関連です。

目標6の中で、有害環境対策については重点項目として取り上げないのかという質問を津元委員がされていて、その回答で、いじめ、不登校の中で有害対策の観点を含んでいると。あと、計画案修正の中で、教育委員会の方でも、札幌市「ケータイ・ネット」セーフティ推進協議会の方でやっているの、特に取り上げていただけていないと思うのですが、できれば、この有害情報に関しては、どこかの項目に加えて、例えば、目標7の中にも、子どもを犯罪に巻き込まない安全で安心なまちづくりの中にネットトラブル対策事業の検討とか、そういうものを加えていただきたいと思うわけです。

私は、札幌市「ケータイ・ネット」セーフティ推進協議会の委員でもありまして、実は、教育委員会の中で検討しているのですが、特に携帯の問題に関しては非常に深刻です。私は、札幌市では200カ所以上で講演をさせていただいていますが、調査をしますと、小学生では約30%、中学生では55%、高校生では95%ですから、この会議の対象になっている子どもの半分が携帯を保有しているわけです。その子どもたちにアンケートをとりますと、中学生以上は必ず、軽い、重いの違いはあっても、ネットトラブルに巻き込まれているわけです。それに対する相談体制がとられているかということ、十分では

なくて、やっと教育委員会が手をつけて、例えば、業者による巡視をやっていますけれども、これは通年ではないですね。道教委の場合は通年でやっていますけれども、札幌市の場合は、試験的にやってみて、あとは現場の方で何とかやるという対策を今はやっています。その辺のところを子ども未来局とアシストセンターが連携してやらないと、子どもたち自身にとっては結構深刻な問題なのです。それをどこにも何も書かないのではなくて、どこかに書いてほしいというのが私の要望です。

学校の方の現状を申し上げますと、大阪の橋下知事のおかげで、子どもに携帯なんか必要ないという当たり前の一言で、毎年アンケートをとっているのですけれども、ことしになっていきなり10ポイントぐらい、中学生の所有がどうやら下がってきたようなのです。どちらかという、私は、石川県でやったような子どもに携帯を持たせない運動とか、そういうことをやってほしいと考えている方です。学校では、職員室では携帯にほとんど対応できません。なぜかという、先生個人のもの以外、携帯がないのです。今回の補正予算でパソコンがやっと教員に1台ずつ当たるようになったということで、職場としては極めて異常な環境にあります。ですから、親は好きで持たせていますけれども、それに対して一番先頭で対応すべき学校が何の武器も与えられていないという現状ですから、今度、学校は待っていましたとばかりに禁止に走るわけです。これはもう学校の問題ではないという校長先生も出てきているわけです。とりあえずは禁止したのだから、学校には持ってきていないはずだから、携帯の問題はここでは関係ありませんみたいなことを言う人も出てくるぐらいなのです。それは非常に心外です。

それで、アシストセンターの方にも何回も申し上げておりますけれども、やはり、教育委員会の方と連携して、例えば、啓発活動は、主に親や子どもに対するものは教育委員会でもやってもらう、しかし、ネットトラブルの方は子ども未来局の方で引き受けて、今のアシストセンターの機能をちょっと拡充したり、相談要員の中身をちょっと変えたりするだけで十分機能するものですから、ぜひ取り上げてもらいたいと思います。

欠席していて、こんなことを言って申しわけありません。

津元委員

私も同じ意見で、今回、できれば目標7の方に明記していただきたいと思います。

金子座長

第1回目のときにもお話しされていたので、私は言ったと思いますが、ちょうどそれは酒やたばこを未成年に売らないのと同じで、企業への働きかけが大事ではないかということをご議論したような記憶があります。お酒やたばこは小学生に売ったらけしからんとみんなが思っているわけですから、それほどトラブルがあるのであれば、まずは企業に対して言う方が先決ではないか。少なくとも同時にですね。

磯野委員

ただ、企業は違法行為をしているわけではないのです。

金子座長

ですから、それほど迷惑なものであれば、たばこお酒と同じではないでしょうか。

磯野委員

今、子どもにとって中心的な問題である携帯の問題を、子ども未来局のこういう中で取り上げてもらえないというのは、私としては……。

金子座長

それはそうですけれども、一番の根源は、企業に対して、小学生には売らないと、子どもに酒やたばこを売らないのと同じではないかと思います。

磯野委員

私自身はそう思っていますし、本当は売ってほしくないのですけれども、現実として、もう半分も持ってしまっているわけです。

金子座長

よくわかりますけれどもね。

山田委員

私も同じで、ここにインターネット経由の犯罪の予防が書かれていないということはちょっと違和感を持ちました。弁護士として、子どもがインターネット経由の犯罪に非常に多く巻き込まれているということを経験しているものですから、それでどういった事業が該当してくるのが私にはわからないので、具体的な意見ができないのですけれども、インターネット経由、特に携帯……。

事務局（大古子ども育成部長）

済みません、いいですか。

今おっしゃられた趣旨の話というのは、基本目標6の課題と方針の下の方に、「また、インターネットや携帯電話が普及した結果」云々で課題として取り上げて、重点項目のいじめ、不登校の関連として一つ載せて、その後にも、基本施策6の子どもを取り巻く有害環境対策の推進というところで、心豊かな青少年をはぐくむ札幌市民運動というもので、インターネットなどの有害情報から地域ぐるみで子どもたちを守るための啓発活動ということで、我々としても載せさせていただいているところです。

犯罪の予防などいろいろご意見はあると思いますけれども、先ほど金子座長からもお話がありましたとおり、これをどれほど規制するのが悪なのかという部分については、行政としてもまだ明確な態度ができておりませんので、我々としてはこのぐらいの対応をさせていただければということで幾つか掲げさせていただいているところでございます。

金子座長

ほかにございませんでしょうか。

秦委員

前回もお話をさせていただいたので、もううるさいと言われるかもしれませんが、基本目標1の一番最初のところに子どもの権利のことが前段で大きくうたわれていて、さらに

言うと、40ページですけれども、子どもの権利についての普及ということについて、「知っている」という中・高生は、平成15年で29%だったものが、平成19年では42%までふえましたと。この普及啓発と権利に対する学習というのは、やっぱり学校教育の中で取り組むべき課題の一つではないかと思うのですが、前も言いましたように、この文言の中には、67ページを見ても、そこについては強く触れられている部分がないのです。やはり、そこは別立てというふうに考えた方がよろしいのでしょうか。

事務局（大古子ども育成部長）

学校教育というのは、前段でありますとおり、子ども未来局と教育委員会との連携の中で普及促進に努めるということで、大きくくりでお話をさせていただいていますので、どういう事業でどういうふうにするという細かい点までは書かせていただいております。とにかく、今はいろいろな形で人権教育がなされていますので、その辺については、私どもと教育委員会が連携しながら、いろいろな形で学校教育も家庭教育も含めて権利の普及について啓発していくということで実施しているところです。

秦委員

そうすると、ここの中では、特別、何かこれについて表記するということはなく、連携しながらという話でよろしいのですね。

事務局（大古子ども育成部長）

よろしいです。

事務局（西村教育委員会指導担当部長）

所管部局ではないところで、全体構造についてはちゃんと認識していないところもあるかもしれませんが、基本目標6全体が、全部、学校教育というわけではないのだらうと思います。学校教育も含めて全体にかかわっていることと理解しておりますので、その内容等についても、基本目標6のところはないからといって学校教育に関係がないという認識は全くしておりませんので、子ども未来局と連携して一緒に進めてまいりたいと考えております。

鈴木委員

札幌市の教育ということで、リーフレットが出ているのですけれども、この中で、一番最初に人権教育ということで今日的課題として出ております。その中の人権尊重の教育の中で、子どもの権利を大切にされた教育の推進ということで、これは全校に配られて充実させていきたいと思いますということでやっておりますので、そのあたりをご理解いただきたいと思います。

金子座長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

金子座長

それでは、基本目標7についてご意見やご質問がございましたらお出してください。

小川委員

前回出席したときにお話ししていた児童会館で、例えば飲食などはどうなのでしょうかとということで、私に個別に回答をしていただきましたので、皆さんに知らせて、その文言がまたさらにここに入ればいいかなという形でお話をさせていただきたいと思います。

外出をするときのバリアフリー化だけではなくて、やっぱり昼食が食べられるか食べられないか、雨宿りができるかというところで、児童会館をととてもよく利用させてもらっているお母さんたちが多いのですけれども、お昼が食べられないところがすごく多いという認識だったのです。それはどうなのか、確認させていただきたいと伺いまして、個別に私の方に回答が来ました。

自由に飲食できる場所ではありません、でも、すべての児童会館において、決められた時間帯かつ決められたスペースに限り、飲食を認めておりますということなので、子育て中の家庭が希望される食事の場所としては、昼食だと思われるので、12時から13時の間であれば、特段の理由がない限り、すべての児童会館で対応可能と認識しておりますという回答をしていただいたのです。

ということであれば、12時から13時までの1時間だけでもいいのですけれども、例えば、お昼を食べてもいいですかという形でお話をすれば食べさせていただけるという回答だと思うのですけれども、それでよろしいのですか。

事務局（中川子ども未来局子ども企画課長）

結構です。ただ、そういった取り組みについて、今現在、すべての児童会館に、あした行って、「はい、そうですか」というところまではまだ周知はされていないので、それについてはこちらの方で……。

小川委員

かなり周知がされていないと思います。飲食ができないと言われるところが多いのです。ですから、特段の理由がどういう特段の理由なのかということがわかりませんので、今現在あるこういう施設を有効活用するということは、また新しい建物を建てるよりは、お金もかからないですし、とても便利な利用場所だと思うのです。

ですから、1時間でも、お昼を持って行って、公園を整備するということももちろんそうですけれども、公園で遊んでいて、お昼を食べてから、また公園で遊べるということが、児童会館の横に公園が併設されていることがすごく多いので、とても効果的だと思うのです。これは広く広報していただいて、お母さんたちも利用されるといいのではないかと思いますので、これは使っていい時間であるという確認が1点です。

それから、そういう文言が、児童会館を利用するみたいな形であるといいと思います。とても困る時間なのです。お昼に1回帰ってしまうと、2回目に外に出るということではできないので、そういう文言を入れてもらうのはどうかということで、前回、お話をさせていただいたのです。回答はしていただきましたけれども、ここにはなかなか載らない文章なのでしょう。昼食の場所として児童会館を利用していくというのは明記するのは難し

いことなのでしょう。

事務局（中川子ども未来局子ども企画課長）

表記の仕方も当然ございますけれども、例えば、児童会館で自由に飲食をしてくださいということでやりますと、本来は、子どもたちの遊び場であったり、そういった目的の施設ですので、当然、子どもたちも長期の休みの中では昼食時間をちゃんととっておりますから、そういった利用の中で、同じような形で利用してくださいということは言えますけれども、食べることを目的になると、会館そのものの施設目的は何なのかというところにもかかわってきますので、あくまでも利用の範囲の中でそういったご利用はしていただければと思ってございます。

小川委員

それはよくわかりました。

最後に1点だけですけども、今、子育てサロンを札幌市内のいろいろなところでやっておりますね。それは大体お昼で終わりという形です。そうすると、お昼で終わりということは、午前中は子育てサロンでその会館を利用して親子遊びをしたりして、会館を利用した後の場合は12時で終わるので、その後は、特段の理由がない限り、お昼を食べてもいいというふうに取り取れるのですけれども、そういうことでしょうか。

事務局（中川子ども未来局子ども企画課長）

特段の利用がされていなければ、それは可能です。

小川委員

場所があれば使えるということですね。では、子育てサロンが終わった後は、お弁当を持って行って食べることも可能ということですね。

事務局（中川子ども未来局子ども企画課長）

そこは、再度、指定管理者の方とも打ち合わせをさせていただきます。

小川委員

ぜひ、その辺を確認していただくと、お母さんたちにとっては、その後、お昼を食べてからその児童が利用して遊ぶということも広がっていくと思います。そこはきっと使えないと思っているお母さんたちが多いと思うので、ぜひ、指定管理者の方ともご相談されて、そういう方向に進むと、有効活用にもなって、よりいいのではないかと思います。お願いしたいと思います。

金子座長

ほかにございませんでしょうか。

津元委員

先ほど、言うのを忘れたのですけれども、目標6の重点項目の臨床心理士の数というところで、平成20年では76名で、22年では、小・中・高に配置するすべてのスクールカウンセラーということは、増員するという意味でしょうか。

私は、今、中学校にいるのですけれども、いろいろな悩みを抱えている親も子も多く、

不登校だったり、また、先生方でもいろいろと悩まれている方が多いと思うのです。その中で、週に1回、何時間という感じでスクールカウンセラーの人がいらっしゃるのですけれども、そちらの時間がふえるという部分なのか、どういう内容になるのでしょうか。

事務局（西村教育委員会指導担当部長）

現在、臨床心理士等の社会的な、非常に高い認知を受けている資格保有者が76名で、配置されている数自体は、100名を超える方がスクールカウンセラーとして配置されておりまして、当然、量の問題もあるのですけれども、質の問題もございます。こちらの方に書かせていただいているのは質の問題で、現在、高度な資格を持っている方が76名ですけれども、それを全部スクールカウンセラーに移行させていただく、そういう内容でございます。

金子座長

よろしいですか。

津元委員

はい。

金子座長

いかがでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

森本委員

今の基本施策1のところですが、札幌市は妊産婦にとっても優しいまちだと思っていたのですが、エレベーターの設置のところ、この設置の目標値がなぜ23年度なのかというのが疑問なのです。

基本目標7-1-2のエレベーターの設置数のところです。雪国でもあるので、大変有効な施策だと思っているのです。

金子座長

ほかのところは大体26年度なのということですね。

森本委員

そうです。

金子座長

これはどうですか。

事務局（橋本子ども未来局長）

この一つというのは、これで全駅につきますという意味で、あと1個残っているということです。これで完成するということです。

森本委員

23年度には全部つくということですね。了解いたしました。

金子座長

よろしいでしょうか。つまり、全部できるということですね。

事務局（橋本子ども未来局長）

そうです。

金子座長

それでは、ほかにごいませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

金子座長

一応、4時までということで、この次の時間帯のお仕事のある方もいらっしゃるようですから、本日の議題はこれで終了させていただきたいと思います。

修正案が幾つか提示されましたので、札幌市としては、それを今回の協議で具体的に出してきたものとして、修正案としてご検討をいただきたいと思います。

文言も含めてお書きになったら、それは委員の方々にこういうところが変わりましたということは伝えてもらえますか。

事務局（中川子ども未来局子ども企画課長）

はい。

金子座長

皆様、そういうことでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

金子座長

それでは、長時間、議事進行へのご協力をありがとうございました。

事務局の方に進行をお返しいたします。

3．事務局からの連絡事項

事務局（中川子ども未来局子ども企画課長）

本当に長い間、ご審議をありがとうございました。

先ほどもご説明いたしましたけれども、パブリックコメントの後、第5回の推進協議会を開催することになってございます。日程は、後日調整させていただきたいと思いますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

4．閉 会

それでは、本日の協議会は、これをもちまして終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

以 上